

～平成30年度国民健康保険都道府県化に向けた制度改革について～

① 財政運営の在り方の見直し

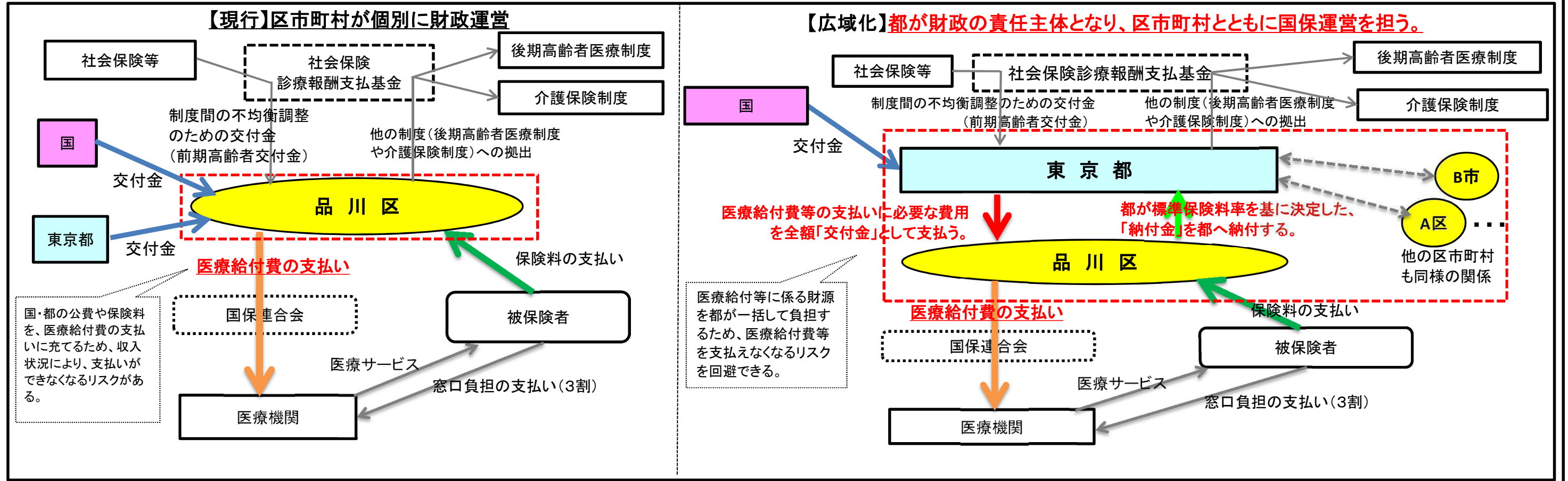
現在、区市町村単位で行っている国保財政運営について、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化させる。

⇒ 医療給付費に必要な費用は全額、都が品川区へ交付。区は都へ納付金（標準保険料率に基づく保険料徴収相当額）を納付する。

⇒ 都は、都内区市町村へそれぞれ標準的な保険料率を提示し、区は示された標準保険料率を参考に保険料率を決定する。※

（※ただし、特別区は現在23区統一保険料方式をとっており、広域化後の体制（統一保険料の継続可否等）について特別区長会で検討している）

⇒ 都は国保の運営方針を定め、区市町村の事務の効率化・広域化等を推進。



② 国保の広域化（都道府県化）のポイント

1. 財政運営の責任主体を東京都へ
2. 窓口業務等は現行通り品川区が担う
3. 標準保険料率の導入による、保険料率の決定
4. 今後の特別区統一保険料率については検討中

③ 平成29年度中の検討課題

財政運営の仕組みの変更や、適用開始の概念が導入されることに伴い下記について検討する。

- ・事務運用の検討
（資格の適用管理・高額療養費の多数該当・各様式の広域化対応など）
- ・システム改修対応
（広域化対応のための連携システム・自庁システムの改修）
- ・条例改正対応
- ・予算編成、会計科目の見直し

⇒ 上記等のについて、課内に広域化等対応委員会およびPTを設置し、検討・対応を行っている。